

10月1日から

スタート!

# ごみの新分別 Q&A

5月から町内会や団体等の希望のより順次開催している「ごみの新分別等説明会」に、多くの市民の皆さんが参加し、10月1日からのスタートに向け準備が進められています。説明会では、新ルールへの質問も多く寄せられています。その中から、よくある質問についてご紹介します。

- Q1.** 63円の証紙が廃止されますが、大量に購入し9月末までに使い切れないときは、どうしたらいいのでしょうか。
- A1.** 63円証紙は、10月1日以降も使用できますが、その用途が粗大ごみ(63円×2枚)などに限られてしまいます。その対応について、現在、63円の証紙付指定袋と交換することを検討しています。決めたときは、新聞や広報紙などで周知します。
- Q2.** 生ごみを出すときは、ビニール袋に入れたり、水きりネットに入れたままで指定袋に入れてもいいのでしょうか。
- A2.** 生ごみを袋に入れることは問題ありません。そのときは、中身の確認できる透明な袋を使用してください。水きりネットについても、10月1日から燃やせるごみになります。
- Q3.** 資源ごみは、すべて洗わなくてはならないのですか。
- A3.** 資源ごみは、財団法人日本容器包装リサイクル協会などにリサイクル処理を委託します。そのときに、汚れや匂い、対象以外の混入の有無など、品質評価(ランク付け)を受け、その結果によっては受け入れを拒まれることがあるため、すべて洗って資源ごみ袋に入れてください。
- Q4.** ナイロン製のジャンパーやゴム製のカップは燃やせるごみになりますが、ファスナーなどの金属類は、燃やせないごみに分別するのでしょうか。
- A4.** ジャンパーを含め、傘、バックなど、複数の素材で構成されているものが多くあります。できる限り、分別をお願いします。分解することが困難な方は、少量の金属であれば、そのまま燃やせるごみとしても構いません。
- Q5.** 燃やせないごみから燃やせるごみへ移行されるプラスチックと、資源となるプラスチック製容器包装の違いは何でしょうか。
- A5.** 燃やせるごみになる廃プラスチックは、バケツ・ビデオテープ・ボールペンなどの、商品そのものがプラスチックで主に硬質のものです。資源となるプラスチック製容器包装は、レジ袋、マヨネーズ容器、弁当がらなどの、商品を覆う主に軟質のビニール類で、リサイクルマークが表示されています。

新分別ルールについてご不明の点は、市役所市民環境課環境衛生担当(窓口6番)TEL(23)6111番内線2127・2137までお問い合わせください。

## 資源ごみはどうなるの?

= 紙 =

私たちが分別する資源ごみが、どのようにリサイクルされるのかご存じですか。今回は、紙のリサイクルについてご紹介いたします。

●紙リサイクルの生い立ち  
長い歴史の中で、リデュース(ごみの減量化)運動に紙リサイクルは役立っています。  
1970年代、ごみに含まれる紙ごみは約45%を占め、ごみ焼却場の能力が限界に達したことから、紙ごみを減らすことが早急に求められました。このため、町内会等の古新聞・古雑誌の集団回収が始まり、紙リサイクルが推進されてきました。  
地球温暖化などの環境問題が叫ばれている中、一人ひとりが紙リサイクルを実行することにより、森林の伐採が抑制され、エネルギーの節約にもなります。  
●リサイクルできない古紙  
匂いの付いた紙は、加工するときに匂いの成分は消えないので、出来上がった紙に匂いが残ってしまいます。

古紙は、まずミキサのような機械に入れられ水と混ぜられて繊維にほぐされま  
すが、紙に張られたプラスチックフィルムは、溶けないので機械に詰まり故障の原因になります。  
また、加熱される

と黒く変色するFAX用紙などの感熱紙が混ざると、最後にドライヤーで乾かすときに、その部分が熱に反応して黒い斑点として残ってしまいます。そのほか、紙コップや紙皿などの防水加工をしているものや油の付いた紙、カーボン紙、使用済みのティッシュペーパー、汚れた紙、水にぬれた紙などはリサイクルができません。

### ●古紙から生まれる紙製品

私たちが「読んだり」「見たり」「包んだり」して、一度使った紙を同じ種類でまとめて回収すれば、古紙となって再生され、新聞紙は新聞紙・週刊誌・印刷用紙、雑誌はお菓子の箱・絵本、ダンボールはダンボール箱・紙筒、紙パック(牛乳パック)はトイレットペーパー・ティッシュペーパーとして、古紙利用製品に生まれ変わります。